

## 5

年金を受給されている国民健康保険加入者様へ

# 国民健康保険税の徴収方法について

## ◆ 平成 22 年度 国民健康保険税の徴収方法

※既に平成 21 年度（平成 21 年 10 月以降）から年金天引きになっている方

支払月	H22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H23年 1月	2月	3月
特別徴収 (年金天引き)	○		○		○		●		●		●	

年間6回の年金からの天引きになります。

【○】・・・仮徴収 この期間中は、前年度の国民健康保険税額をもとに算出された金額（平成 22 年 2 月分）が天引となります。

【●】・・・本徴収 前年度の所得をもとに年間課税額が確定し、年間課税額から仮徴収済みの金額を差し引いた金額が天引きされます。

## ◆ 社会保険料控除について

特別徴収（年金天引き） されている場合	年金の受給者たる被保険者である世帯主に社会保険料控除が適用されます。
口座振替の場合	口座振替によりその保険料を支払った者に社会保険料控除が適用されます。

**問合せ先** 桂川町役場 税務課 税務係 ☎ 65-1076

## 6

4 月から国民健康保険税が軽減されます！

# “倒産・解雇” や “雇い止め” などによる離職をされた方へ

### 対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において次の要件で、失業等給付を受けている方  
 (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職者）  
 (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職者）

### 軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

### 軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。  
 ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。  
 ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

### 制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前 1 年以内（平成 21 年 3 月 31 日以降）に離職された方は、平成 22 年度に限り国民健康保険税が軽減されます。  
 ※ただし、平成 21 年度の国民健康保険税は対象となりません。

※軽減を受けるには申請が必要です。手続き方法等、詳しくはお問合せください。

**問合せ先** 桂川町役場 税務課 税務係 ☎ 65-1076